

そ の 他

37. 税務職員数及び事務分掌

(平成31年4月1日現在)

課	係	職 名 及 び 人 員							事 務 分 掌	
		課 長	課 長 補 佐	係 長	総 括 主 任 主 査	主 任 主 査	主 査	一 般		係 計
税 務 課	税 政 係	1	1	1	-	1	1	-	3	1 諸税の賦課に関すること。 2 税務諸証明に関すること。 3 市県民税の賦課に関すること。 4 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に関すること。 5 公図の整理保管に関すること。 6 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 市税の徴収に関すること。 8 徴収金の嘱託及び受託に関すること。 9 納税相談に関すること。 10 納税思想普及啓発に関すること。 11 口座振替の手続きに関すること。
	市 民 税 係			1	-	-	5	1	7	
	資 産 税 係			1	-	2	3	4	10	
	納 税 係			1	-	-	3	2	6	
計 1課 4係				4	-	3	12	7	26	計28人(課長及び課長補佐を含む。)

38. 税務職員の年齢構成

(平成31年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
課長・課長補佐	—	—	—	1	1	2	51.0
税政係	—	—	2	—	1	3	41.0
市民税係	—	1	3	3	—	7	36.1
資産税係	—	2	3	4	—	9	36.4
納税係	—	2	3	2	—	7	34.1
計	—	5	11	10	2	28	37.3

注：満年齢で計算し、満年齢に満たない月数は除外した。

39. 税務職員の在職通算年数

(平成31年4月1日現在)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 9年未満	9年以上	平均年数
課長・課長補佐	—	—	2	—	—	—	3.5
税政係	—	2	1	—	—	—	2.3
市民税係	3	2	1	—	1	—	1.9
資産税係	1	3	4	1	—	—	2.6
納税係	1	2	2	2	—	—	2.7
計	5	9	10	3	1	—	2.5

注：税務課2回目以上の者は合算してある。

40. 徴税費に関する調

区 分		平 成 26 年 度		平 成 27 年 度		
		金 額	前年比	金 額	前年比	
税収入額	(1)市 税	7,358,257	103.0	7,501,103	101.9	
	(2)個人の県民税	1,721,053	101.3	1,748,382	101.6	
	(3)合 計	9,079,310	102.6	9,249,485	101.9	
徴税費	人件費	(4)基 本 給	82,330	102.9	84,891	103.1
		(5)諸 手 当	42,826	100.7	44,342	103.5
		イ 超過勤務手当	6,574	92.5	6,371	96.9
		ロ 税務特別手当	—	—	—	—
		ハ その他の手当	36,252	102.3	37,971	104.7
		(6)そ の 他	26,866	105.6	26,449	98.4
		(7)小 計	152,022	102.7	155,682	102.4
	需用費	(8)旅 費	46	—	65	141
		(9)賃 金	15,584	239.5	15,431	99.0
		(10)そ の 他	35,712	137.1	35,569	99.6
		(11) 小 計	51,342	157.7	51,065	99.5
	報奨金及びこれに類する経費	(12)納期前納付の報奨金	—	—	—	—
		(13)そ の 他	48	98.0	48	100.0
		(14) 小 計	48	98.0	48	100.0
	(15) そ の 他	24,152	45.1	33,755	139.8	
	(16) 合 計	227,564	97.2	240,550	105.7	
県民税徴収取扱費	(17)納税義務者数を基準にした額	86,782	99.2	86,649	99.8	
	(18)報奨金の額に相当する額	—	—	—	—	
	(19) 合 計	86,782	99.2	86,649	99.8	
(20) (16) － (19)		140,782	96.0	153,901	109.3	
税収入に対する徴税費の割合	(21) (16) ／ (3)	2.5	96.2	2.6	104.0	
	(22) (20) ／ (1)	1.9	90.5	2.1	110.5	
(23)徴税職員数		28	1.0	28	増減 0	
職員一人当たり人件費 (7)／(23) (以下単位＝円)		5,429,357	99.0	5,560,071	102.4	
人口一人当たり徴税費 (20)／(人口)		2,342	96.9	2,581	110.2	
一世帯当たりの徴税費 (20)／(世帯)		5,909	95.6	6,396	108.2	
徴税費1,000円当たりの市税収入額(1)／(20)		52,267	107.2	48,740	93.3	

		平成 28 年 度		平成 29 年 度		平成 30 年 度	
		金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
		7,644,047	101.9	7,868,625	102.9	7,981,963	101.4
		1,772,592	101.4	1,821,168	102.7	1,831,035	100.5
		9,416,639	101.8	9,689,793	102.9	9,812,998	101.3
		81,146	95.6	89,265	110.0	92,568	103.7
		44,726	100.9	45,644	102.1	46,300	101.4
		6,435	101.0	5,234	81.3	5,840	111.6
		—	—	—	—	—	—
		38,291	100.8	40,410	105.5	40,460	100.1
		24,463	92.5	27,888	114.0	28,534	102.3
		150,335	96.6	162,797	108.3	167,402	102.8
		61	94	70	114.8	38	54.3
		16,043	104.0	14,416	89.9	9,648	66.9
		31,318	88.0	32,629	104.2	31,368	96.1
		47,422	92.9	47,115	99.4	41,054	87.1
		—	—	—	—	—	—
		48	100.0	48	100.0	48	100.0
		48	100.0	48	100.0	48	100.0
		91,919	272.3	43,820	47.7	48,540	110.8
		289,724	120.4	253,780	87.6	257,044	101.3
		87,468	100.9	87,808	100.4	88,152	100.4
		—	—	—	—	—	—
		87,468	100.9	87,808	100.4	88,152	100.4
		202,256	131.4	165,972	82.1	168,892	101.8
		3.1	119.2	2.6	83.9	2.6	100.0
		2.6	123.8	2.1	80.8	2.1	100.0
		27	-1	27	増減 0	28	1.0
		5,567,963	100.1	6,029,519	108.3	5,978,643	99.2
		3,416	132.4	2,826	82.7	2,892	102.4
		8,358	130.7	6,811	81.5	6,883	101.1
		37,794	77.5	47,409	125.4	47,261	99.7

41. 市税の税率等(令和元(平成31)年度)

税 目		賦課期日	納税義務者	課 税 標 準 及 び 税 率																																																											
市 民 税	個 人	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	○均等割 3,500円 ○所得割 <table><tr><th>課税所得の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>6%</td></tr></table>				課税所得の段階	税 率	一律	6%																																																				
		課税所得の段階	税 率																																																												
一律	6%																																																														
法 人	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に申告	市内に事務所又は事業所を有する法人 上記以外で寮等を有する法人	○均等割 <table><tr><th>資本等の金額</th><th>従業者数</th><th>税 率</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>10億円超 50億円以下</td><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>10億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>1億円超 10億円以下</td><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>1千万円超 1億円以下</td><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>〃</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>1千万円以下</td><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>上記に掲げる法人以外の法人等</td><td></td><td>50,000円</td></tr></table> ○法人税割 法人税額の12.1%				資本等の金額	従業者数	税 率	50億円超	50人超	3,000,000円	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円	10億円超	50人以下	410,000円	1億円超 10億円以下	50人超	400,000円	〃	50人以下	160,000円	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円	〃	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人超	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																											
資本等の金額	従業者数	税 率																																																													
50億円超	50人超	3,000,000円																																																													
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000円																																																													
10億円超	50人以下	410,000円																																																													
1億円超 10億円以下	50人超	400,000円																																																													
〃	50人以下	160,000円																																																													
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000円																																																													
〃	50人以下	130,000円																																																													
1千万円以下	50人超	120,000円																																																													
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																																													
固定資産税	1月1日	土地・家屋・償却資産の所有者	賦課期日における評価額の1.4% ただし、土地については負担調整等による課税標準額の1.4%																																																												
軽自動車税	4月1日	原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者(使用者)	<table><tr><td rowspan="4">原付</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="4">乗 用</td><td>営業用</td><td>5,500円</td></tr><tr><td>90cc以下</td><td>2,000円</td><td>※ 1</td><td>8,200円</td></tr><tr><td>125cc以下</td><td>2,400円</td><td>※ 2</td><td>6,900円</td></tr><tr><td>三輪以上</td><td>3,700円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">小型特殊</td><td colspan="2">農耕作業用</td><td rowspan="4">軽自動車</td><td rowspan="4">貨 物</td><td>営業用</td><td>3,000円</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>※ 1</td><td>4,500円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪の小型自動車</td><td>※ 2</td><td>3,800円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪</td><td>※ 1</td><td>4,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td colspan="2">三輪</td><td rowspan="4">乗 用</td><td rowspan="8">自家用</td><td>※ 2</td><td>3,800円</td></tr><tr><td colspan="2">三輪※ 1</td><td>※ 1</td><td>6,000円</td></tr><tr><td colspan="2">三輪※ 2</td><td>※ 2</td><td>5,000円</td></tr><tr><td colspan="2">三輪※ 2</td><td></td><td></td></tr></table>				原付	50cc以下	2,000円	四輪以上	乗 用	営業用	5,500円	90cc以下	2,000円	※ 1	8,200円	125cc以下	2,400円	※ 2	6,900円	三輪以上	3,700円			小型特殊	農耕作業用		軽自動車	貨 物	営業用	3,000円	その他		※ 1	4,500円	二輪の小型自動車		※ 2	3,800円	二輪		※ 1	4,000円	軽自動車	三輪		乗 用	自家用	※ 2	3,800円	三輪※ 1		※ 1	6,000円	三輪※ 2		※ 2	5,000円	三輪※ 2			
原付	50cc以下	2,000円	四輪以上	乗 用	営業用	5,500円																																																									
	90cc以下	2,000円			※ 1	8,200円																																																									
	125cc以下	2,400円			※ 2	6,900円																																																									
	三輪以上	3,700円																																																													
小型特殊	農耕作業用		軽自動車	貨 物	営業用	3,000円																																																									
	その他				※ 1	4,500円																																																									
	二輪の小型自動車				※ 2	3,800円																																																									
	二輪				※ 1	4,000円																																																									
軽自動車	三輪		乗 用	自家用	※ 2	3,800円																																																									
	三輪※ 1				※ 1	6,000円																																																									
	三輪※ 2				※ 2	5,000円																																																									
	三輪※ 2																																																														
市たばこ税		製造たばこの製造者・特定販売業者・卸売販売業者	紙巻たばこ等1,000本につき 5, 6 9 2 円																																																												
鉦 産 税		鉦物掘採鉦業者	鉦物の価格 1月の掘採鉦物価格200万円以下 0.7% 〃 200万円超 1.0%																																																												
入 湯 税		鉦泉浴場の入湯客	1人1日につき 150円 ただし日帰り入湯客は1人1日につき 50円																																																												
都市計画税	1月1日	都市計画用途地域内の土地及び家屋の所有者	固定資産税に同じ(都市計画用途地域内) 0.3%																																																												

徴収方法及び納期限	備	考																													
普通徴収 1 期 7月1日 2 期 9月2日 3 期 10月31日 4 期 1月31日	課税標準額＝総所得金額等－所得控除額 個人市民税と個人県民税はあわせて賦課徴収する。 (県民税) ○均等割 2,500円(森林・環境税 1,000円含む)																														
特別徴収 翌月の10日まで(毎月)	○所得割	<table><tr><th>課税所得の段階</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一律</td><td>4%</td></tr></table>	課税所得の段階	税 率	一律	4%																									
課税所得の段階	税 率																														
一律	4%																														
申告納付 事業年度終了後 2 か月以内																															
普通徴収 1 期 5月7日 2 期 7月31日 3 期 12月25日 4 期 3月2日	課税標準額の合計が、免税点未満であれば課税しない。 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円																														
普通徴収 5月31日	※1 賦課期日において初度検査年月より13年経過した車両 ※2 平成30年4月1日以降に新しく新規検査を受けた車両 燃費性能に応じた特例有(軽課:平成31年度のみ)	<table><tr><th colspan="2">軽課(平成30年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両)</th><th>※A</th><th>※B</th><th>※C</th></tr><tr><td colspan="2">三 輪</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">四 輪</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>1,800円</td><td>3,500円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700円</td><td>5,400円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨 物</td><td>営業用</td><td>1,000円</td><td>1,900円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300円</td><td>2,500円</td><td>3,800円</td></tr></table> ※A 電気軽自動車・天然ガス軽自動車 ※B ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車 ★★★★★かつ27年度燃費基準+35%達成の貨物車 ※C ★★★★★かつ32年度燃費基準の乗用車 ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成の貨物車	軽課(平成30年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両)		※A	※B	※C	三 輪		1,000円	2,000円	3,000円	四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	自家用	2,700円	5,400円	8,100円	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
軽課(平成30年4月1日以降に 新しく新規検査を受けた車両)		※A	※B	※C																											
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円																											
四 輪	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円																										
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円																										
	貨 物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円																										
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円																										
申告納付 毎月 翌月末日まで																															
申告納付 毎月 翌月15日～末日まで	※平成29年9月より課税対象となる事業所なし																														
申告納付 特別徴収義務者(経営者) 翌月15日まで(毎月)	課税免除: 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者																														
固定資産税に同じ																															

42. 証明・閲覧等に関する調

(単位＝件・％)

区 分			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納税証明	1	市 県 民 税	504	533	517	597	632
	2	固 定 資 産 税	61	60	76	60	106
	3	法 人 市 民 税	36	25	29	20	21
	4	軽 自 動 車 税	21	26	27	33	23
	5	車 検 用 証 明	1,605	1,594	1,529	1,471	1,403
	6	完 納 証 明	355	234	207	318	260
所得関係	7	所 得 証 明	2,171	1,855	1,750	1,339	1,311
	8	(非) 課 税 証 明	608	591	479	374	272
	9	所 得 課 税 証 明	5,215	5,930	6,238	6,399	5,813
	10	扶 養 証 明	48	30	3	2	1
	11	営 業 証 明	71	52	80	77	60
不動産関係	12	評 価 証 明	551	472	494	404	367
	13	評 価 通 知	993	1,091	1,259	1,393	1,326
	14	公 課 証 明	122	169	170	200	201
	15	評 価 ・ 課 税 証 明	214	164	210	203	207
	16	納 税 義 務 者 証 明	86	62	85	73	108
	17	名寄帳兼課税台帳の写し閲覧	869	939	862	865	723
	18	固定資産課税台帳記載事項証明	10	16	7	13	9
	19	公図(地籍図)の写し閲覧	1,003	677	632	495	541
	20	※一筆カードの閲覧	755	530	454	438	419
	21	住 宅 用 家 屋 証 明	204	203	250	258	250
その他	22	相 続 税 法 58 条 通 知	728	723	812	788	683
	23	そ の 他	600	451	606	588	539
本 庁 計			16,830	16,427	16,776	16,408	15,275
支 所 申 請			3,079	3,110	3,232	3,129	3,086
合計	件 数		19,909	19,537	20,008	19,537	18,361
	前 年 比		109.6	98.1	102.4	97.6	94.0
	金 額 (円)		4,108,250	4,027,100	4,176,500	4,078,650	3,880,100
	前 年 比		105.2	98.0	103.7	97.7	95.1

※平成31年3月より、一筆カードの閲覧は廃止し、土地課税台帳(抜粋)一覧表の閲覧に変更されました。

市 税 概 要

2019年（令和元年版）

発 行 日 令和元年11月
編集発行 土岐市市民生活部税務課
〒509-5192
岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
TEL 0572-54-1111
FAX 0572-54-8948